

フリガナの通知を必ず確認しましょう!

問合せ先 市民窓口サービス課

- ・本籍地の市区町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。
- ・島原市が本籍地の場合、通知は、令和7年7月下旬から送付されますので通知が届いたら必ず内容を確認してください。
- ・通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。
- ・通知のフリガナが誤っていたときは、正しいフリガナの届出をしてください。
- ・オンライン(マイナポータル)での届出が便利です。また、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。(届出の期間は令和8年5月25日まで)
- ・届出に手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則はありません。
- ・この届出を悪用した詐欺にご注意ください。
- ・フリガナの届出に関する一般的な問合せについては、フリガナコールセンターで受け付けています。



法務省HP

【フリガナコールセンター】
☎0570-05-0310

マイナンバーカードや電子証明書の更新手続きが必要です

問合せ先 市民窓口サービス課

マイナンバーカードとマイナンバーカードに書き込まれた電子証明書には、有効期限があります。

マイナンバーカードの有効期限が過ぎた場合には、本人確認書類として使えなくなります。また、電子証明書の有効期限が過ぎた場合には、健康保険証利用、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログインなどに使えなくなります。

有効期限の2〜3か月前を目途に、有効期限通知書が郵送されますので更新の手続きをお願いします。詳しくは、通知書に同封される資料をご覧ください。通知が届いていなくても、市役所では有効期限の3か月前から更新手続きができます。

電子証明書の有効期限が切れた日から3か月間は健康保険証として利用できますが、速やかに市役所窓口にてマイナンバーカードおよび電子証明書の更新手続きをしてください。



	マイナンバーカード	電子証明書
有効期限	発行日から10回目の誕生日まで (未成年者は5回目の誕生日まで)	発行日から5回目の誕生日まで
更新手続	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンで申請 ・パソコンで申請 ・証明用写真機で申請 ・郵便で申請(顔写真を貼付) ・市民窓口サービス課または有明支所で申請(顔写真は撮影無料) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民窓口サービス課または有明支所で申請(手続には、マイナンバーカードとカード交付時に設定した暗証番号が必要です。)

ごみ出しの分け方・出し方について

問合せ先 環境課

現在、燃やせるごみの処分に年間約10億円がかかっています。4万人のごみ減量プロジェクトでは、一人1日当たりの燃やせるごみの量を1,025gから850gまで削減することを目標にしています。

燃やせるごみには、リサイクル可能な紙ごみ(古紙類)や生ごみも多く含まれていますので、以下の方法でごみの減量にご協力をお願いします。

- ①紙ごみ(古紙類)の分別…新聞・チラシ、段ボール、雑誌などの汚れを取り除き、ひもで十字にしぼるか、紙袋または透明(半透明)のビニール袋に入れて資源ごみ回収日に搬出してください。
- ②生ごみの水きり…生ごみの8割は水分です。ごみの重量を減らすためにしっかり水切りをしましょう。

※その他のごみ分別や搬出の仕方については、二次元コードにてご確認ください。

ごみの分別一覧



市有地分譲地の販売について

問合せ先 契約管財課

仁田住宅団地分譲地(仁田町)と安中地区分譲地(南安徳町)の一般分譲を行っています。分譲地購入や住宅新築、市外からの若年世帯移住に対し奨励金があります。分譲地や奨励金の詳細については、契約管財課にお尋ねになるか、ホームページをご覧ください。

詳細はこちら



- 仁田住宅団地 残区画 15区画/価格 2,127,627円~4,489,217円 / 最多価格帯 200万円台(13区画)
- 安中地区 残区画 1区画/価格 1,982,505円

種類	①市有地分譲地売却促進事業奨励金	定住促進事業奨励金		
		②新築	③若年世帯移住(県外から)	④若年世帯移住(市外から)
対象者	分譲地を購入した人(法人を含む)	本人または親族が購入した分譲地の売買契約日から、3年以内に住居を新築して住民登録をした人	①および②に該当する個人で、県外から初めて本市に移住した、配偶者および小学生以下の同居家族がいる40歳以下の人	①および②に該当する個人で、市外から初めて本市に移住した、配偶者または小学生以下の同居家族がいる40歳以下の人
奨励金	土地購入代金の10%(1,000円未満切捨)	次のうち少ない額 ・住宅建築契約のうち、本人が負担した額の10%(1,000円未満切捨) ・50万円(市内事業者施工の場合)または30万円(市外事業者施工の場合)	①の金額を定住の翌年度から最長9年間 ※土地購入代金のうち本人が負担した額を上限 土地代が実質0円	①の金額を定住の翌年度から最長4年間 ※土地購入代金のうち本人が負担した額の半額を上限 土地代が実質半額

空き家対策セミナー

問合せ先 都市整備課

- と き 7月21日(月) 13時30分~
- と ころ 島原復興アリーナ(サブアリーナ 研修室)
- 内 容 「なぜ管理不全空き家ができるのか」
- 参 加 費 無料 ※個別相談も実施します。(先着順で2人まで)
- 申 込 方法 担当課までお電話いただくか、二次元コードから申し込んでください。 ※会場の都合により定員に達したら、参加を断る場合があります。
- そ の 他 令和7年度空き家対策セミナーは7月(今回)の他に、8月、11月と令和8年2月に開催予定です。

申込み



空き家の相談会

問合せ先 都市整備課

「空き家をどうにかしたい、どうにかしてほしい」などの悩みを相談できる、空き家相談会を開催します。

- と き 7月19日(土) 10時~16時
- と ころ 有明庁舎1階 水道課窓口

カードゲームで学ぶ日本語(日本語教室)

Learn Japanese through card games (Japanese class) 問合せ先 政策企画課

ボランティアの人とやさしい日本語で話しながら、日本の文化や習慣について学ぶ外国人住民向けの講座です。

- と き(Date) 7月20日(日) Sunday 10:00~11:45
- と ころ(Place) 森岳公民館 Moritake Community Center